



平成 28 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社北川鉄工所  
代 表 者 名 代表取締役社長 北川 祐 治  
(コード番号 6317 東証第一部)

### 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 106 期定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の売買単位を、100 株に統一することを目指しており、その移行期限は平成 30 年 10 月 1 日までとされています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

###### ② 株式併合の比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録された株主様の所有株式について、10 株につき 1 株の割合で株式併合致します。

###### ③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	96,508,030 株
株式併合により減少する株式数	86,857,227 株
株式併合後の発行済株式総数	9,650,803 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値となります。

###### ④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しないので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市場の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成 28 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数	所有株式数
10 株未満所有株主	146 名 (1.25%)	212 株 (0.00%)
10 株以上所有株主	11,465 名 (98.75%)	96,507,818 株 (100.00%)
総株主	11,611 名 (100.00%)	96,508,030 株 (100.00%)

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合を行った結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条及び第 235 条の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合の割合に合わせて、現行の 3 億 800 万株から 3 千 80 万株に減少させます。なお、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日に、定款第 6 条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数も、現行の 3 億 800 万株から 3 千 80 万株に変更されたものとみなされます。

(6) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 106 期定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の目的

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 106 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案および下記「3. 定款の一部変更」に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の目的

株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、定款の一部変更を行うものであります。

(2) 変更の条件

平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 106 回定時株主総会において、上記「1. 株主併合」および「2. 単元株式数の変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

- (3) 変更の内容  
下記のとおりであります。

(効力発生日 平成 28 年 10 月 1 日)

現行定款	変更案
<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 30,800 万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>	<p>第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,080</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とす る。</p>

#### 4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

- |                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 取締役会決議日       | 平成 28 年 4 月 12 日      |
| ② 定時株主総会決議日     | 平成 28 年 6 月 24 日 (予定) |
| ③ 株主併合の効力日      | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ④ 単元株式数変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |
| ⑤ 定款の一部変更の効力発生日 | 平成 28 年 10 月 1 日 (予定) |

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が、1000 株から 100 株に変更される日は平成 28 年 9 月 28 日となります。

#### 5. 株式併合、単元株式数変更への問合せ先

役職名	氏名	電話番号
取締役常務執行役員 経営管理本部長	北川 日出夫	0847-45-4560

以 上